

税金の申告は、お早めに!!

2月18日(月)から、住民税(町・県民税)と所得税(国税)の申告受付が始まります! <3月15日(金)まで<

住民税や所得税の申告を忘れたり、誤った申告をすると、あとで不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければならなくなる場合があります。また、補助金や融資などを受ける際に必要な、「所得証明」や「納税証明」等の発行ができなくなったり、各種保険料(税・保育料・福祉関係の手当等の算定に不都合が出る場合もあります。控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合を除き、収入が無い方でも申告が必要となります。申告が必要かどうかは左記の「申告が必要な方」をご確認いただき、分からない場合は、税務署もしくは役場税務課までお問い合わせいただき、お早めに正しく申告をされますよう、ご協力をお願いします。

申告が必要な方

所得税

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、外交員報酬等の雑所得など)の合計額が20万円を超える方(※20万円以下の方は住民税申告が必要です。)
- ③ 給与所得者で平成24年の途中で退職や転職をした方で年末調整を受けていない方(例・日雇い、パートタイマーなど)
- ④ 雑損控除、医療費控除、寄付金控除を受けようとする方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計が20万円を超える方※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄付金控除および基礎控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。

住民税

- ① 上記に該当するが、計算上、所得税がかからない方
- ② 収入がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない方
- ③ 給与所得が年末調整済で所得税がかかっていない方で、住民税で医療費控除等を受けようとする方
- ④ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方(16歳以上の方で、収入の有無・扶養被扶養は問いません)

税務署からのお知らせ

～公的年金等を受給されている方へ～

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。

ご注意ください

- ① 申告時には扶養控除等を判定するため、**家族全員の所得がわかる書類**も持参してください。
※法改正により、16歳未満の扶養控除がとれなくなりましたが、非課税判定のため、申告書に記名が必要です。
- ② **医療費控除**を受ける場合は、領収書を**医療を受けた人ごと**に、病院ごとの支払日順に並べ、**合計額を計算して持参**してください。
- ③ **振替納税**を利用する場合は、**申告者本人の金融機関名・支店名・口座番号**がわかるものと**金融機関**にお届けの印鑑を持参してください。
- ④ **還付が見込まれる**場合は、**申告者本人の金融機関名・支店名・口座番号**がわかるものを持参してください。
- ⑤ 昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、必ず申告に持参してください。

次の申告については、**税務署の申告会場で申告**をしてください。

- 譲渡所得(土地・株式等)のある方。公共団体のみに土地を譲渡された方は、役場で申告ができます。
- 住宅借入金(取得)等特別控除を受ける方(住民税の控除を受ける人は、3月15日までに申告してください。)
- 雑損控除を受ける方(東日本大震災の被害分含む。)
- 青色申告の方
- 消費税の申告
- 事業所得(農業・営業等所得)の合計収入額が1,000万円以上の方
- 配当所得・先物取引・外国税額控のある方
- その他複雑な内容の申告のある方

申告受付日程

期 日	対 象 地 区
2月18日(月)	下福田・和泉・菅田
2月19日(火)	
2月20日(水)	上福田・中尾・土塩
2月21日(木)	
2月22日(金)	山田・伊古
2月25日(月)	
2月26日(火)	月の輪 (一丁目～七丁目)
2月27日(水)	
2月28日(木)	月輪
3月1日(金)	
3月4日(月)	六軒・都
3月5日(火)	
3月6日(水)	羽尾
3月7日(木)	
3月8日(金)	みなみ野・水房
3月11日(月)	
3月12日(火)	

■**会場** 役場 2階会議室

■**時間** 午前9時～午前11時
午後1時～午後4時

※上記日程で都合のつかない方も、必ず3月15日(金)までに申告してください。

※土・日曜日は閉庁となります。

※還付申告をする場合、必ず源泉徴収票が必要です。(コピー不可)

還付申告は 2月15日(金)まで 東松山税務署で受け付けています!

医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をされる方は、東松山税務署での申告をお願いします。

また、還付金の受け取りには便利な口座振込をご利用ください。振込口座はご本人名義の口座に限りますので、口座番号等を確認のうえ東松山税務署へお越しください。

期間 1月4日(金)～2月15日(金)
※土・日曜・祝日を除く。

時間 午前9時～午後4時

場所 東松山税務署
(東松山市箭弓町1-8-14、☎22-0990)

農業所得の収支計算

稲・麦・大豆・出荷野菜・茶・果樹・花等の農作物を栽培されている人は農業所得の収支計算が必要です。

収支計算方法 所得金額＝①収入金額－②必要経費

①収入金額	出荷伝票、納品書控、通帳等で平成24年中の収入金額
②必要経費	平成24年中の肥料、農薬、種子、水利費、土地改良費、減価償却費等の経費

※伝票等の整理・保存をお願いします。

※平成24年分収支内訳書(農業所得用)を作成し、申告にお越しください。



**ご自宅のパソコンで
簡単にできます!!**

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、ご自宅で簡単に申告書が作成できます。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告に必要な書類等

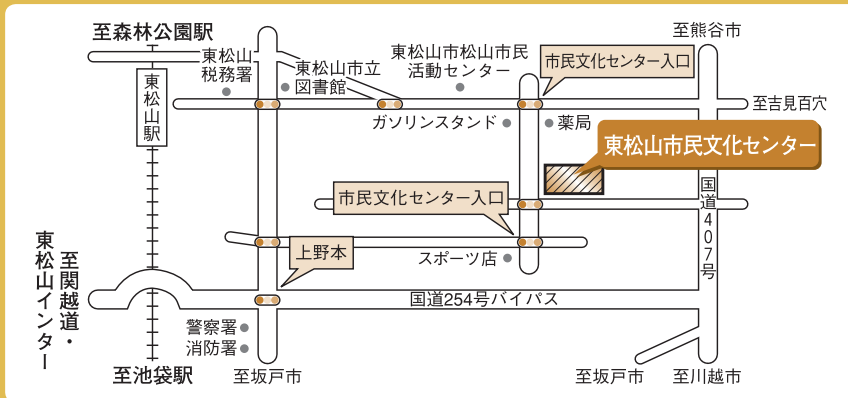
- ①印鑑(申告書記入時に捺印が必要です。)※シャチハタ不可
- ②家族の中に給与の支払を受けている人がいれば、それらの人も含めたすべての源泉徴収票
- ③国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等の支払を受けている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
- ④一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類
- ⑤不動産所得がある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
- ⑥国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書(国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は証明書を添付)
- ⑦生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書(いずれも、年末調整で提出した分は除く。)
- ⑧損害保険(長期)の保険料、地震保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書
- ⑨医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書。また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合は、その金額のわかる明細書。おむつ使用証明書。
- ⑩障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
- ⑪ねたきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
- ⑫その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類

※ご案内がなくても申告をしてください。

所得税
住民税

東松山税務署
滑川町役場税務課
☎22-0990
☎56-6902

お問い合わせ



■開設期間および受付時間

2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜除く。)

※上記期間中は東松山税務署では申告相談を行っていません。

です
東松山市民文化センター
税務署の確定申告会場は